

巨大地震による家屋の倒壊から あなたや家族の命を守りましょう

問合せ 建築課建築係

阪神大震災では地震直接死の8割が家屋の倒壊による圧死・窒息死であり、うち9割がほぼ即死（地震発生後15分以内に死亡）でした。このうち、昭和56年以前の旧建築基準法で建てられた木造建築が大きな被害を受けました。昨年も熊本地震、鳥取県中部地震と大きな地震が続いており、いつこの地域で大地震が発生してもおかしくありません。

地震を止めることはできないため、自分の家が地震に対してどのくらい安全かを知り、備え、対策しておくことが重要です。

市では国・県の協力で住宅の耐震診断や耐震改修補助などを行っています。

木造住宅無料耐震診断をご利用ください

市内の昭和56年5月31日以前に着工した木造の住宅（在来軸組構法、伝統構法の2階建て以下に限る）の無料耐震診断を予算の範囲内で先着順に受け付けます。診断の結果によっては、そのあとの耐震改修工事や耐震建替工事などに対して補助金を利用できる場合があります。

受付から結果のお渡しまでは2～3か月かかります。改修などの工事を予定してから診断の申込みをした場合、補助制度利用のために大幅に工期を変更する必要であったり、予定の工期に合わせるために補助制度が利用できないなどの事例があります。当面は改修工事などの予定がない場合でも、住まいの現状把握のために早めにお申し込みください。



△倒壊した家屋のしたで無事なシェルター

耐震対策への補助制度

耐震診断の結果によっては、耐震改修（最大100万円補助）や建替、解体、シェルター設置などの耐震補助制度を利用することもできます。

非木造住宅の耐震診断および耐震改修の費用の一部補助制度も実施しています。

ご注意ください

- ・事前相談が必要です。
- ・補助金申請書提出後、市からの交付決定通知前に着手（契約、確認申請、工事着手など）した場合は、補助の対象となりません。
- ・次の期日までに完了する工事が対象です。

耐震改修・シェルター設置 平成30年2月28日(水)まで、**建替・解体** 3月30日(金)まで

- ・各制度の補助を重複して申請することはできません。

固定資産税・ 都市計画税



固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

税率 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.25%の割合で課税されます。

第1期納期限 5月1日(月)

※課税明細書は、納税通知書に同封し4月中旬に送付します。

●次に該当するときはご連絡ください

- ・課税明細書の内訳と平成29年1月1日現在の資産状況が異なるとき（28年中に取り壊した家屋が記載されているなど）
- ・納付書の住所、氏名に誤りがあるとき
- ・そのほか、疑問に思うとき

問合せ 税務課固定資産税係